

令和7年

南アルプス市議会第2回定例会

(6月)

議 案

令和7年南アルプス市議会第2回定例会（6月）案件一覧

番 号	案 件	担 当 部 課	頁
承認第 1 号	南アルプス市税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて	総 務 部 課 税 務 課	3
承認第 2 号	南アルプス市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて	総 務 部 課 税 務 課	15
承認第 3 号	南アルプス市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて	市 民 部 課 国 保 年 金 課	18
議案第 53 号	南アルプス市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び南アルプス市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	こ ども 応 援 部 課 子 育 て 支 援 課	25
議案第 54 号 ～ 議案第 55 号	令和7年度南アルプス市一般会計補正予算（第1号）他1会計の補正予算案は別冊	総 合 政 策 部 課 財 政 課	-
議案第 56 号	財産の取得（消防団消防ポンプ自動車）について	総 務 部 課 防 災 危 機 管 理 課	43
議案第 57 号	財産の取得（防災モビリティトイレ・トラックタイプ）について	総 務 部 課 防 災 危 機 管 理 課	44
議案第 58 号	財産の取得（気化式冷風機・発電機）について	総 務 部 課 防 災 危 機 管 理 課	45
議案第 59 号	財産の取得（プライベートルーム）について	総 務 部 課 防 災 危 機 管 理 課	46
議案第 60 号	財産の取得（学習者用一人一台端末）について	教 育 委 員 会 課 学 校 教 育 課	47
議案第 61 号	財産の取得（北部学校給食センター揚物焼物機器更新）について	教 育 委 員 会 課 市 立 学 校 給 食 セ ン タ ー	48
議案第 62 号	市道路線の認定について	建 設 部 課 管 理 住 宅 課	49
同意案第 22 号	固定資産評価員の選任について	総 務 部 課 総 務 課	50

承認第1号

南アルプス市税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて

緊急執行を要したため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和7年6月5日提出

南アルプス市長 金 丸 一 元

専決処分理由

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）が令和7年3月31日に公布されたことに伴い、緊急に本条例を改正する必要性が生じたため、令和7年3月31日専決処分したものである。

専 決 処 分 書

南アルプス市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

南アルプス市長 金 丸 一 元

南アルプス市税条例の一部を改正する条例

南アルプス市税条例（平成15年南アルプス市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第36条の2第9項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第63条の2第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第82条第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0
キロワット以下のもの 年額 2,000円

第89条第2項第2号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改め、同項第5号中「定格出力」の次に「（第82条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第90条の2第1項中「身体障害者等又は」を「身体障害者等若しくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示」に改め、同項第5号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

第139条の3第2項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第149条第1号中「同条第15条」を「同条第16項」に改める。

附則第10条の2第16項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同条第17項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同条第18項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改める。

附則第10条の3第15項を同条第16項とし、同条第14項を同条第15項とし、同条第13項の次に次の1項を加える。

14 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

2 この条例による改正後の南アルプス市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

3 新条例第82条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

○南アルプス市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(市民税の申告) 第36条の2 (略) 2～8 (略)</p> <p>9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。)、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。</p> <p>(施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出)</p> <p>第63条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければ</p>	<p>(市民税の申告) 第36条の2 (略) 2～8 (略)</p> <p>9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。)、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。</p> <p>(施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出)</p> <p>第63条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければ</p>

ならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)～(4) (略)

2 (略)

(種別割の税率)

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(ウ及びオに掲げるものを除く。) 年額 2,000円

イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの(ウに掲げるものを除く。)又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下の

ならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)～(4) (略)

2 (略)

(種別割の税率)

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(エ_____に掲げるものを除く。) 年額 2,000円

イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は_____定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下

もの 年額 2,000円

ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

エ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの(ウに掲げるものを除く。)又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円

オ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円

(2)・(3) (略)

(種別割の減免)

第89条 (略)

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを

のもの 年額 2,000円

ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は_____定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円

エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円

(2)・(3) (略)

(種別割の減免)

第89条 (略)

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを

市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。)又は法人番号(同法第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)

(3)・(4) (略)

(5) 原動機の総排気量又は定格出力(第82条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力)

(6)～(8) (略)

3 (略)

(身体障害者等に対する種別割の減免の申請)

第90条の2 前条第1項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限7日前までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受

市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。)又は法人番号(同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)

(3)・(4) (略)

(5) 原動機の総排気量又は定格出力 _____

(6)～(8) (略)

3 (略)

(身体障害者等に対する種別割の減免の申請)

第90条の2 前条第1項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限7日前までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受

けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないもの
あつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身
体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところに
より交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」
という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精
神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保
健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第10
5号)第92条の規定により交付された身体障害者等若しくは
身体障害者等と住居及び生計を一にする者若しくは身体障
害者等(身体障害者等のみ又は身体障害者等及び未成年者
若しくは70歳以上の者のみで構成される世帯の身体障害
者等に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項
において「運転免許証」という。)又はこれらの者の特定免
許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をい
う。次項において同じ。)が記録された免許情報記録個人番
号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個
人番号カードをいう。次項において同じ。)を提示するとと
もに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要
とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 運転免許証又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規

けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないもの
あつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身
体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところに
より交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」
という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精
神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保
健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第10
5号)第92条の規定により交付された身体障害者等又は
身体障害者等と住居及び生計を一にする者若しくは身体障
害者等(身体障害者等のみ又は身体障害者等及び未成年者
若しくは70歳以上の者のみで構成される世帯の身体障害
者等に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項
において「運転免許証」という。)を提示

するとともに、次
の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする
理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 運転免許証の番号、交付年月日及び

関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)・(3) (略)

3 (略)

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)

第149条 鉱泉浴場を經營しようとする者は、經營開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があつた場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。

(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)

(2)・(3) (略)

附 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)・(3) (略)

3 (略)

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)

第149条 鉱泉浴場を經營しようとする者は、經營開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があつた場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。

(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第15条に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)

(2)・(3) (略)

附 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2～15 (略)

16 法附則第15条第36項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。

17 法附則第15条第40項に規定する市の条例で定める割合は3分の1とする。

18 法附則第15条第41項に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。

19・20 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 (略)

2～13 (略)

14 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

2～15 (略)

16 法附則第15条第37項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。

17 法附則第15条第41項に規定する市の条例で定める割合は3分の1とする。

18 法附則第15条第42項に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。

19・20 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 (略)

2～13 (略)

15 (略)

16 (略)

14 (略)

15 (略)

承認第 2 号

南アルプス市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて

緊急執行を要したため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 7 年 6 月 5 日提出

南アルプス市長 金 丸 一 元

専決処分理由

離島振興法第 20 条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令（令和 7 年総務省令第 28 号）が令和 7 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、緊急に本条例を改正する必要が生じたため、令和 7 年 3 月 31 日専決処分したものである。

専 決 処 分 書

南アルプス市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

南アルプス市長 金 丸 一 元

南アルプス市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例

南アルプス市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の免除に関する条例（平成20年南アルプス市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条中「令和7年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

○南アルプス市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(課税免除)</p> <p>第2条 市長は、促進区域内において同意基本計画の同意(法第4条第6項の同意に限る。)の日(以下「同意日」という。)から<u>令和10年3月31日</u>までに承認地域経済牽引事業計画に従って対象施設を設置した事業者について、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物(当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、省令第3条第2号の事務所等に係るものを除く。)又はこれらの敷地である土地(同意日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税について最初に課すべきこととなる年度以後3年度分に限り免除するものとする。</p>	<p>(課税免除)</p> <p>第2条 市長は、促進区域内において同意基本計画の同意(法第4条第6項の同意に限る。)の日(以下「同意日」という。)から<u>令和7年3月31日</u>までに承認地域経済牽引事業計画に従って対象施設を設置した事業者について、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物(当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、省令第3条第2号の事務所等に係るものを除く。)又はこれらの敷地である土地(同意日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税について最初に課すべきこととなる年度以後3年度分に限り免除するものとする。</p>

承認第3号

南アルプス市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて

緊急執行を要したため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和7年6月5日提出

南アルプス市長 金 丸 一 元

専決処分理由

地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第119号）が令和7年3月31日公布されたことに伴い、緊急に本条例を改正する必要性が生じたため、令和7年3月31日専決処分したものである。

専 決 処 分 書

南アルプス市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

南アルプス市長 金 丸 一 元

南アルプス市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

南アルプス市国民健康保険税条例（平成15年南アルプス市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「65万円」を「66万円」に改め、同条第3項ただし書中「24万円」を「26万円」に改める。

第23条第1項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同項第2号中「29万5,000円」を「30万5,000円」に改め、同項第3号中「54万5,000円」を「56万円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の南アルプス市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

○南アルプス市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>66万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>66万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>26万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>26万円</u>とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>66万円</u>を超える場合には、<u>66</u></p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>65万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>65万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>24万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>24万円</u>とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>65万円</u>を超える場合には、<u>65</u></p>

万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) (略)

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 11,750円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) (略)

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 11,750円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) (イ)又は(ウ)に掲げる世帯以外の世帯 11,250円

(イ) 特定世帯 5,625円

(ウ) 特定継続世帯 8,438円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,300円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) (イ)又は(ウ)に掲げる世帯以外の世帯 3,900円

(イ) 特定世帯 1,950円

(ウ) 特定継続世帯 2,925円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,500円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,350円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円

(ア) (イ)又は(ウ)に掲げる世帯以外の世帯 11,250円

(イ) 特定世帯 5,625円

(ウ) 特定継続世帯 8,438円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,300円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) (イ)又は(ウ)に掲げる世帯以外の世帯 3,900円

(イ) 特定世帯 1,950円

(ウ) 特定継続世帯 2,925円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,500円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,350円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円

を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円 を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,700円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) (イ)又は(ウ)に掲げる世帯以外の世帯 4,500円

(イ) 特定世帯 2,250円

(ウ) 特定継続世帯 3,375円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1,720円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) (イ)又は(ウ)に掲げる世帯以外の世帯 1,560円

(イ) 特定世帯 780円

(ウ) 特定継続世帯 1,170円

を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,700円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) (イ)又は(ウ)に掲げる世帯以外の世帯 4,500円

(イ) 特定世帯 2,250円

(ウ) 特定継続世帯 3,375円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1,720円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) (イ)又は(ウ)に掲げる世帯以外の世帯 1,560円

(イ) 特定世帯 780円

(ウ) 特定継続世帯 1,170円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額
介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯
主を除く。) 1人について 1,800円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1
世帯について 1,340円

2・3 (略)

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額
介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯
主を除く。) 1人について 1,800円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1
世帯について 1,340円

2・3 (略)

議案第53号

南アルプス市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び南アルプス市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

南アルプス市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び南アルプス市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年6月5日提出

南アルプス市長 金 丸 一 元

南アルプス市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び南アルプス市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(南アルプス市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 南アルプス市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年南アルプス市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第5条第5項中「次条第2号」を「次条第1項第2号」に改める。

第6条中「及び第5項」を「、第2項及び第5項」に、「並びに第17条第1項」を「、第17条第1項」に、「及び家庭的保育事業者等」を「及び、家庭的保育事業者等」に改め、同条第1号中「を行う」を「(次項において「保育内容支援」という。)を実施する」に改め、同条第3号中「この号」の次に「及び第6項第1号」を加え、同条に次の6項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

- 3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。
- 4 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないことができる。
 - (1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。
 - ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
 - イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
 - (2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。
- 5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。
 - (1) 家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等
 - (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者
- 6 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないことができる。
 - (1) 市長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。
 - (2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。
- 7 前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が2

0人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。

- (1) 子ども・子育て支援法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設(法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。)
- (2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第16条第2項に次の1号を加える。

- (4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの(第24条に規定する家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所(第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。)において家庭的保育事業を行う場合に限る。)

第45条中「第6条第1号」を「第6条第1項第1号」に改める。

附則第3条中「施行日」を「令和7年4月1日」に改める。

(南アルプス市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 南アルプス市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年南アルプス市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第37条第1項中「第42条第3項第1号」を「第42条第3項」に、「同号」を「第42条第3項」に改める。

第42条第1項中「第5項」を「第7項」に改め、同項第1号中「を行う」を「(次項において「保育内容支援」という。)を実施する」に改め、同項第3号中「この号」の次に「及び第6項第1号」を加え、同条中第9項を第11項とし、第8項を第10項とし、第7項を第9項とし、同条第6項中「あつては」の次に「、第1項本文の規定にかかわらず」を加え、「障害児入所支援施設」を「障害児入所施設」に改め、同項を同条第8項とし、同条第5項中「前項」の次に「(第

2号に係る部分に限る。)」を加え、同項を同条第7項とし、同条第4項中「特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の」を「次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 市長が、児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第42条第4項を同条第6項とし、同条第3項中「前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号」を「前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号」に、「として適切に確保しなければならない」を「であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう」に改め、同項第1号中「当該特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者」に、「小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項各号列記以外の部分中「次に掲げる要件の全てを満たすと認める」を「次の各号に掲げる要件のいずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第42条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

- 2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。
- (1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。
 - (2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。
 - ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
 - イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
- 3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。
- 附則第5条中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第7号）の施行に伴い、保育内容支援等に係る連携施設及び当該施設の確保に関する経過措置を見直す必要があるため本条例を改正したいので、この案を提出するものである。

○南アルプス市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び南アルプス市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

第1条 南アルプス市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

改正案	現行
<p>(家庭的保育事業者等の一般原則)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、<u>次条第1項第2号</u>、第14条第2項及び第3項、第15条第1項並びに第16条第1項において同じ。)には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>6 (略)</p> <p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、<u>第2項及び第5項</u>、第16条、<u>第17条第1項</u> から第3項まで並びに附則第3条において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、<u>及び家庭的保育事業者等</u></p>	<p>(家庭的保育事業者等の一般原則)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、<u>次条第2号</u>、第14条第2項及び第3項、第15条第1項並びに第16条第1項において同じ。)には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>6 (略)</p> <p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項及び<u>第5項</u>、第16条並びに<u>第17条第1項</u>から第3項まで並びに附則第3条において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、<u>及び家庭的保育事業者等</u></p>

による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。)又は認定こども園(同項に規定する認定子ども園をいう。)(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

- (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援(次項において「保育内容支援」という。)を実施すること。
- (2) (略)
- (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。

による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。)又は認定こども園(同項に規定する認定子ども園をいう。)(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

- (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
- (2) (略)
- (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。

以下この号及び第6項第1号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。)であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

以下この号_____において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

- 4 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。
- (1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。
- ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
- イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
- (2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。
- 5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であつて、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。
- (1) 家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合
小規模保育事業A型事業者等

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合
事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と
同等の能力を有すると市が認める者

6 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第
3号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 市長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当
たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けて
いた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的
保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳
幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育
又は保育が提供されるよう必要な措置を講じていると
き。

(2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項
に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めると
き(前号に該当する場合を除く。)

7 前項(第2号に該当する場合に限る。)の場合において、家
庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち
次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)で
あって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事
項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。

(1) 子ども・子育て支援法第59条の2第1項の規定による助
成を受けている者の設置する施設(法第6条の3第12項に

規定する業務を目的とするものに限る。)

- (2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの
(食事の提供の特例)

第16条 (略)

2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。

(1)～(3) (略)

- (4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が相当と認めるもの(第24条に規定する家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所(第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。))において家庭的保育事業を行う場合に限る。)

(連携施設に関する特例)

(食事の提供の特例)

第16条 (略)

2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。

(1)～(3) (略)

(連携施設に関する特例)

第45条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たつて、第6条第1項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

附 則

(連携施設に関する経過措置)

第3条 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、令和7年4月1日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

第45条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たつて、第6条第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

附 則

(連携施設に関する経過措置)

第3条 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

第2条 南アルプス市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正

改正案	現行
<p>第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項 _____ において同じ。)及び小規模保育事業B型</p>	<p>第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)及び小規模保育事業B型</p>

(同令第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項において同じ。)にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同令第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。)にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。

2 (略)

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援(次項において「保育内容支援」という。)を実施するこ

(同令第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。同号_____において同じ。)にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同令第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。)にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。

2 (略)

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこ

と。

(2) (略)

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

と。

(2) (略)

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号_____において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。)であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

4 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもお当

2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者と次項に規定する連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置

該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号

_____に掲げる事項に係る連携協力を行う者であ
って、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該
各号に定めるものをいう。

(1) 特定地域型保育事業者_____が特定地域型保育事業を
行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」とい
う。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供され
る場合 小規模保育事業A型事業者等

(2) (略)

6 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第
3号の

_____規定を適用しないこととすることができる。

(1) 市長が、児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1
項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定
による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者に
よる特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育
認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型
保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際し

が講じられていること。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号
に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者
を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者とし
て適切に確保しなければならない

_____。
(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を
行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」とい
う。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供され
る場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B
型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模
保育事業A型事業者等」という。)

(2) (略)

4 市長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げ
る事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める
ときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

て、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき(前号に該当する場合を除く。)。

7 前項(第2号に係る部分に限る。)の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。

(1)・(2) (略)

8 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、第1項本文の規定にかかわらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設 (児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。)その他の市の指定する施設(以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の

5 前項_____の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。

(1)・(2) (略)

6 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては_____、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所支援施設(児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。)その他の市の指定する施設(以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の

地域であって、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて居宅訪問型保育を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。

9 (略)

10 (略)

11 (略)

附 則

(連携施設に関する経過措置)

第5条 特定地域型保育事業者(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

地域であって、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて居宅訪問型保育を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。

7 (略)

8 (略)

9 (略)

附 則

(連携施設に関する経過措置)

第5条 特定地域型保育事業者(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

議案第56号

財産の取得（消防団消防ポンプ自動車）について

消防団消防ポンプ自動車1台の購入として、次のとおり財産を取得するものとする。

令和7年6月5日提出

南アルプス市長 金 丸 一 元

- 1 品 名 消防団消防ポンプ自動車
- 2 購入方法 一般競争入札
- 3 購入金額 金22,110,000円
(うち消費税 金2,010,000円)
- 4 購入先 住 所 山梨県甲府市伊勢一丁目5番16号
名 称 有限会社 中村ポンプ工作所
代表者 代表取締役 中村 巳春
- 5 納入期限 令和8年3月19日まで

提案理由

この財産の取得については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例（平成15年南アルプス市条例第55号）第3条の規定により議会の議決を必要とするので、この案を提出するものである。

議案第57号

財産の取得（防災モビリティトイレ・トラックタイプ）について

防災モビリティトイレ・トラックタイプ1台の購入として、次のとおり財産を取得するものとする。

令和7年6月5日提出

南アルプス市長 金 丸 一 元

- 1 品 名 防災モビリティトイレ・トラックタイプ
- 2 購入方法 随意契約
- 3 購入金額 金26,475,900円
(うち消費税 金2,406,900円)
- 4 購 入 先 住 所 静岡県御殿場市東山990 御殿場コート4J
名 称 一般社団法人 助けあいジャパン
代表者 代表理事 石川 淳哉
- 5 納入期限 令和8年2月27日まで

提案理由

この財産の取得については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例（平成15年南アルプス市条例第55号）第3条の規定により議会の議決を必要とするので、この案を提出するものである。

議案第58号

財産の取得（気化式冷風機・発電機）について

気化式冷風機14台、発電機9台の購入として、次のとおり財産を取得するものとする。

令和7年6月5日提出

南アルプス市長 金 丸 一 元

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 品 名 | 気化式冷風機、発電機 |
| 2 | 購入方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 購入金額 | 金19,415,000円
(うち消費税 金1,765,000円) |
| 4 | 購 入 先 | 住 所 山梨県南アルプス市小笠原352番地
近藤ビル 1階-A
名 称 株式会社 正直堂 南アルプス店
代表者 店長 依田 俊也 |
| 5 | 納入期限 | 令和7年8月22日まで |

提案理由

この財産の取得については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例（平成15年南アルプス市条例第55号）第3条の規定により議会の議決を必要とするので、この案を提出するものである。

議案第59号

財産の取得（プライベートルーム）について

プライベートルーム1, 091基の購入として、次のとおり財産を取得するものとする。

令和7年6月5日提出

南アルプス市長 金 丸 一 元

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 品 名 | プライベートルーム |
| 2 | 購入方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 購入金額 | 金26,642,220円
(うち消費税 金2,422,020円) |
| 4 | 購 入 先 | 住 所 山梨県笛吹市御坂町八千蔵287番地の1
名 称 東八防災 株式会社
代表者 代表取締役 宮本 雄一 |
| 5 | 納入期限 | 令和8年2月27日まで |

提案理由

この財産の取得については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例（平成15年南アルプス市条例第55号）第3条の規定により議会の議決を必要とするので、この案を提出するものである。

議案第60号

財産の取得（学習者用一人一台端末）について

学習者用一人一台端末の購入として、次のとおり財産を取得するものとする。

令和7年6月5日提出

南アルプス市長 金 丸 一 元

- 1 品 名 学習者用一人一台端末
- 2 購入方法 随意契約
- 3 購入金額 金336,732,660円
(うち消費税 金30,612,060円)
- 4 購 入 先 住 所 山梨県甲府市太田町9番7号
名 称 株式会社エーティーエルシステムズ
代表者 代表取締役 佐藤 公紀
- 5 納入期限 令和8年3月31日まで

提案理由

この財産の取得については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例（平成15年南アルプス市条例第55号）第3条の規定により議会の議決を必要とするので、この案を提出するものである。

議案第61号

財産の取得（北部学校給食センター揚物焼物機器更新）について

北部学校給食センター揚物焼物機器の更新として、次のとおり財産を取得するものとする。

令和7年6月5日提出

南アルプス市長 金 丸 一 元

- 1 品 名 北部学校給食センター揚物焼物機器
- 2 購入方法 一般競争入札
- 3 購入金額 金49,148,000円
(うち消費税 金4,468,000円)
- 4 購入先 住 所 山梨県中央市山之神流通団地北1番地
名 称 株式会社 日新厨房企画
代表者 代表取締役 内田 誠一
- 5 納入期限 令和7年8月31日まで

提案理由

この財産の取得については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例（平成15年南アルプス市条例第55号）第3条の規定により議会の議決を必要とするので、この案を提出するものである。

議案第62号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、市道路線を次のとおり認定したいので、議会の議決を求める。

令和7年6月5日提出

南アルプス市長 金丸一元

認定路線

(単位：m)

整理番号	路線名	起 点	延長	最小幅員	摘要
		終 点		最大幅員	
1	若草 835 号線	寺部字南ノ前 380 番 1 地先	46.17	6.02	若草地区
		寺部字南ノ前 380 番 5 地先		8.22	
2	若草 836 号線	十日市場字北林 1241 番 3 地先	31.67	6.00	若草地区
		十日市場字北林 1241 番 5 地先		10.60	
3	山寺 91 号線	山寺字下南田 1007 番 9 地先	40.97	6.00	楡形地区
		山寺字下南田 1007 番 8 地先		11.34	
4	鮎沢 31 号線	鮎沢字横町 1172 番 2 地先	85.68	6.02	甲西地区
		鮎沢字横町 1177 番 2 地先		8.09	

提案理由

開発行為の寄附に伴い新たに4路線を認定したいので、道路法第8条第2項の規定に基づき、この案を提出するものである。

同意案第 22 号

固定資産評価員の選任について

次の者を固定資産評価員に選任したいので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 404 条第 2 項の規定により議会の同意を求める。

令和 7 年 6 月 5 日提出

南アルプス市長 金 丸 一 元

住 所 南アルプス市徳永 2053 番地

氏 名 樋川 勇二（ひかわ ゆうじ）

生年月日 昭和 37 年 1 月 3 日

提案理由

小松治（こまつ おさむ）固定資産評価員より、令和 7 年 6 月 4 日をもって退任の申し出があったため、新たに選任する必要があるため、この案を提出するものである。

略 歴 書

住 所 南アルプス市徳永 2 0 5 3 番地

氏 名 樋川 勇二 (ひかわ ゆうじ)

生年月日 昭和 3 7 年 1 月 3 日

職 業 無職

公職歴等

昭和 5 9 年 4 月 1 日	八田村役場採用
平成 1 8 年 4 月～平成 2 1 年 3 月	南アルプス市総務部税務課
平成 2 5 年 4 月～平成 2 7 年 3 月	南アルプス市総務部税務課
平成 2 8 年 4 月～平成 3 0 年 3 月	南アルプス市総務部税務課長
令和 3 年 4 月 ～令和 4 年 3 月	南アルプス市会計管理者